

野村ダム新水力発電所
設置・運営事業

募集要項

令和7年1月

国土交通省四国地方整備局
肱川ダム統合管理事務所

目次

1 目的	1
2 募集する事業の内容	1
(1)募集の概要	1
(2)事業箇所	1
(3)事業期間	1
(4)本発電所の仕様	2
(5)ダム本体の概要	2
(6)一般送配電事業者との系統連系	2
(7)費用の負担等	3
3 募集等の日程	3
(1)募集要項等の公表・配布	3
(2)募集要項等に関する質問受付	3
(3)現地見学の受付	3
(4)現地見学の実施	4
(5)プロポーザル参加申込受付	4
(6)参加申込確認結果の通知	4
(7)企画提案書等、書類の受付	4
(8)ヒアリング	4
4 参加資格要件	4
5 プロポーザルの手続き	5
(1)募集要項等の配布	5
(2)募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表	5
(3)現地見学の受付及び実施	6
(4)プロポーザル参加申込の受付	7
(5)資料の貸与	8
(6)企画提案書等、書類の受付	8
(7)プロポーザル参加に際しての注意事項	10
6 評価に係る事項	11
(1)評価方法	11
(2)ヒアリングについて	11
(3)評価基準	11

(4) 詳細な応募資格確認書類の受付	13
7 基本協定の締結.....	13
(1) 協議の実施	13
(2) 基本協定の内容	14
(3) 新会社の設立	14
8 留意事項	14
(1) 言語、通貨、単位について	14
(2) 個人情報保護.....	14
(3) 守秘義務.....	14
(4) その他	14
9 問合せ及び各書類等の提出先.....	14

別紙1 位置図

別紙2 箇所図・用地図

※ 用語の定義

本募集要項において、以下のとおり用語を定義します。

(1) 応募者

本プロポーザル募集に応募する者

(2) 参加資格者

「5 プロポーザルの手続き」の「(4)プロポーザル参加申込の受付」により申請書類等を提出し、参加資格を有する旨の通知を受けた応募者

(3) 提案者

「5 プロポーザルの手続き」の「(6)企画提案書等、書類の受付」により企画提案書等を提出した参加資格者

(4) 最優秀提案者

「6 評価に係る事項」において、最も評価点の高い提案者

(5) 事業候補者

本募集による水力発電事業について、国土交通省四国地方整備局(以下、「四国地方整備局」という。)と基本協定締結及び法令上の許可等手続きを行う権利を有する者

(6) 発電事業者

水力発電所設置に係る四国地方整備局との基本協定の締結、法令上の許可等を受け、水力発電事業を実施する者

1 目的

四国地方整備局肱川ダム統合管理事務所(以下、「肱川ダム統合管理事務所」という。)は、野村ダム(以下、「本ダム」という。)について、本ダムの包蔵する未利用の水力エネルギーを有効活用した再生可能エネルギー活用によるカーボンニュートラルの推進と、ダム所在地の地域振興を図るため、新たなダム水力発電所(以下、「本発電所」という。)の設置・運営を計画しています。

野村ダム新水力発電所設置・運営事業(以下、「本事業」という。)は、本発電所について、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的な整備及び維持管理・運営を実現するものです。

本募集は、肱川ダム統合管理事務所が、本ダムの放流水を利用して水力発電事業(完全従属)を行う事業者の提案を募集するものです。

肱川ダム統合管理事務所は、応募された提案について、本発電所の設置運営が可能な一定基準以上の技術、実績、資金力等の観点から評価し、法令上の許可等手続及び四国地方整備局との基本協定締結の協議を行う事業者の順位を付けることにより、公正かつ適正な事業者を選定することを目的とします。

2 募集する事業の内容

(1)募集の概要

発電事業者は、本ダムの放流水を活用した本発電所の設置運営に係る事業計画、資金計画、電気工作物等の設計・施工、管理運営等の取り組みについて、自らの責任において実施します。

なお、本発電所を設置・運営するにあたり、事業候補者は、特定多目的ダム法施行規則第7条に基づくダム使用权の設定申請等、必要な法令上の許可等手続及び四国地方整備局との基本協定締結が必要となります。

(2)事業箇所

本発電所の立地条件の概要は次のとおりです。

本施設の名称	野村ダム新水力発電施設
所在地	一級河川肱川水系肱川河川区域内 (愛媛県西予市野村町野村地先)
敷地面積	1,220m ² ※既設発電所面積 210 m ²
地域地区	都市計画区域外
参考	別添1 位置図 別添2 河川区域図・用地図

(3)事業期間

河川法(昭和39年法律第167号)(以下、「河川法」という。)第23条の2に基づく登録期間とします(登録後、かつ河川法第24条及び第26条第一項許可後に発電所建設工事を開始することができます。)。なお、登録期間については、更新することができます。

水力発電事業を終了する場合は、四国地方整備局との協定に基づき、本発電所を発電事業者の責任及び費用負担において速やかに撤去することを基本とします。

本発電所の運用開始は、法令等に係る協議・申請・許可、基本協定等の締結及び設計等に 2 年、建設工事等に 3 年を見込み、令和 12 年11月からを想定していますが、社会情勢や経済動向等によって前後する可能性があるとして想定されます。その場合は、発電事業者の責において、関係機関と協議等を行い、本発電所の運用時期を調整する必要があります。

(4)本発電所の仕様

本発電所の仕様は、基本的には事業候補者の提案によるものとします。

ただし、発電事業者(事業候補者)は別添の「野村ダム新水力発電所設置・運営事業 条件書」(以下、「条件書」という。)を遵守してください。

また、関係各種法令等を遵守するとともに、本ダムの運用に支障がない範囲で定めるものとし、最終的には肱川ダム統合管理事務所の承認を得た後に決定します。

発電に使用する水量は、既存のルールに基づくダムの放流に完全に従属することとします。使用水量の検討に必要なダム地点の流量年表、ダム本体等の設計図は別途配布します。

なお、本ダムには既にダム管理用水力発電所(以下、「既設管理用発電所」という。)が設置されていますが、既設管理用発電所は肱川ダム統合管理事務所が所有、及び管理運営を継続するものとし、本事業の対象とはしないものとします。

(5)ダム本体の概要

本ダムの構造及び諸元は次のとおりです。

形式	重力式コンクリートダム
流域面積	168.0km ²
ダム高	60.0m
洪水時最高水位(SWL)	EL.170.2m
平常時最高貯水位(NWL)	EL.169.4m
洪水貯留準備水位	・ 6/16 ～ 7/14 : 6/15 (NWL : EL.169.4m) と 7/15 (EL.166.2m)から等差的に算出される水位 ・ 7/15～10/15:EL.166.2m
最低水位(LWL)	EL.148.0m

(6)一般送配電事業者との系統連系

発電事業者となる者は、自らの責任及び費用負担により、一般送配電事業者と系統連系に関する契約を結ぶ必要があります。

(7)費用の負担等

ア ダム建設費に関する負担

発電事業者は、特定多目的ダム法第 27 条に基づき、多目的ダムによる流水の貯留を利用して発電を行うことによる効用から算定される推定の投資額を勘案して算出した額を負担することとします。当該費用については、事業候補者の提案内容に基づき、肱川ダム統合管理事務所が別途提示します。また、当該費用の算出結果がマイナスとなる場合(以下、「妥当割れ」という。)には、ダム建設費に関する発電事業者の負担は発生しないものとします。

イ ダム管理費等に関する負担

本ダム管理費用等(以下、「維持管理負担金」という。)の額は、特定多目的ダム法第 33 条に基づき負担することとし、事業実施に係る基本協定及び運用開始前に締結する管理に関する協定において定めたものを負担することとします。

維持管理費負担金は、特定多目的ダム法施行令第 19 条第 2 項に基づき、各年度の本ダムの維持管理費に建設費に関する負担割合を乗じた額とすることを原則とします。

ただし、妥当割れが生じる場合には、特定多目的ダム法施行令第 19 条第 3 項に基づき、四国地方整備局が他のダム使用权者の意見を確認するとともに、事業候補者と協議して定めるものとします。なお、この場合の発電事業者の最小負担割合は 0.1%を想定しています。

また、発電事業者は、河川法第 23 条、第 24 条、第 26 条等の許可を受けるほか、愛媛県流水占用料等徴収条例第 1 条に基づき、流水及び土地の占用料(以下、「流水占用料等」という。)を納付する必要があります。流水占用料等の額は、愛媛県流水占用料等徴収条例により算出した額となります。

加えて、発電事業者は、国有資産等所在市町村交付金法第 20 条に基づき、本事業に関する負担すべきダム所在地交付金費用等、法令等に定められる本事業の発電事業者が負担すべき費用について負担するものとします。

その他、本事業に関するリスクは、施設仕様や事業運営等について、発電事業者の提案及びその責任に基づき実施する事業であるため、国の責めに起因する場合を除き、原則として発電事業者(事業候補者)が負うものとします。

3 募集等の日程

(1)募集要項等の公表・配布

令和7年1月15日(水)～ 令和7年5月15日(木)16時

(2)募集要項等に関する質問受付

令和7年1月15日(水)～ 令和7年7月28日(月)16時

(3)現地見学の受付

令和7年1月15日(水)～ 令和7年1月27日(月)16時

(4)現地見学の実施

令和7年2月3日(月)〔荒天等による予備日：令和7年2月4日(火)〕

(5)プロポーザル参加申込受付

令和7年1月15日(水)～ 令和7年5月15日(木)16時

(6)参加申込確認結果の通知

令和7年5月29日(木)

(7)企画提案書等、書類の受付

令和7年5月29日(木)～ 令和7年8月27日(水)16時

(8)ヒアリング

令和7年9月10日(水)～ 令和7年9月11日(木)のいずれかの日【予定】

4 参加資格要件

- (1)本募集に参加できる者は、本ダムにおいて本発電所の設置運営が可能な一定基準以上の技術、資金力等を有するほか、次の要件のすべてを満たす事業者とします。

本募集に複数で参加するもの(応募者が連合体であるとき)は、構成するいずれかの応募者が個々の要件を満たすなど、連合体として次の要件のすべてを満たすこととします。

ア 応募者が提案する発電所の仕様等に応じて、法令で定められたダム水路主任技術者及び電気主任技術者を確保できること。

(第2種以上のダム水路主任技術者は自社の社員を選任すること。第3種以上の電気主任技術者は、外部委託も可とする。)

イ 本事業と同種又は類似の事業の実績を有する者であること。あるいは、現在、それに着手していること。同種(類似)事業とは次のことをいう。

(ア)同種事業：ダム※¹における水力発電設備の工事※² 及び運営※³

(イ)類似事業：ダム以外での水力発電設備の工事※² 及び運営※³

※1：ダムとは、河川管理施設等構造令第3条で定めるダムのこと。

(流水を貯留することを目的とした、基礎地盤から堤頂までの高さが15m以上のダム)

※2：水力発電設備の工事とは、日本国内での実績とし、自らが所有する設備の工事(発注者としての実績含む)のほか、委託契約により元請けとして工事した実績を含むものとする。

※3：水力発電設備の運営とは、日本国内での実績とし、自らが所有する設備の運営のほか、委託契約により元請けとして運営した実績を含むものとする。

- (2)複数の事業者で構成する連合体による応募の要件は、前号に掲げるもののほか、次のとおりとします。

ア 応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する構成員を代表者としてあらかじめ定め

ること。

また、連合体の構成員全てを明らかにし、構成員の役割分担を明確にすること。

- イ 原則として提案した本発電所の所有及び管理の主体を一元化すること。なお、本発電所の所有及び管理の責任は連合体(建設のみに関わる連合体の構成員は除く)が各自連帯して負うこと。

(3)応募者を構成する事業者は、以下の要件を満たすこと。応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが要件を満たすこと。

ア 日本国内に本店又は支店を有する事業者。

イ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

エ 肱川ダム統合管理事務所が、令和6年度以降に本事業に関する検討を委託した者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

オ 上記において、「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。

5 プロポーザルの手続き

(1)募集要項等の配布

ア 配付日時

令和7年1月15日(水)～令和7年5月15日(木)16時

イ 配布場所

肱川ダム統合管理事務所のウェブサイト上にて配布します。

<https://www.skr.mlit.go.jp/hijikawadam/houdou/index.html>

(2)募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

令和7年1月15日(水)～令和7年7月28日(月)16時

イ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、「野村ダム新水力発電所設置・運営事業 提出書類の記載要領及び様式集」(以下、「様式集」という。)に示す質問書(様式 2)を電子メールにファイル(ファイル形式は、PDF としてください。)を添付し提出してください。件名に「野村ダム新水力発電所設置・運営事業に関する質問」と記載した上で送信してください。

質問書を提出した後は、受付期間内の平日 9 時から 17 時(受付最終日は 16 時まで)の間で、電話にて到着の確認を行ってください。

ウ 提出先

「9 問合せ及び各書類等の提出先」のとおり

エ 回答

質問に対する回答は、事業者名及び競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、(1)イに示す肱川ダム統合管理事務所のウェブサイト上で随時公開します。

(3)現地見学の受付及び実施

応募者のうち設置想定箇所の現地見学を希望する者は、アの受付期間内に、イの提出書類等を、ウにより提出してください。

ア 受付期間

令和7年1月15日(水)～ 令和7年1月27日(月) 16時

イ 提出書類等

様式集に示す現地見学申込書(様式 1)を提出してください。

ウ 提出方法

応募者は、イの書類等を電子メールにファイル(ファイル形式は、PDF としてください。)を添付し提出してください。件名に「野村ダム新水力発電所設置・運営事業 現地見学の申込」と記載した上で送信してください。

申込書を提出した後は、受付期間内の平日 9 時から 17 時(受付最終日は 16 時まで)の間で、電話にて到着の確認を行ってください。

エ 提出先

「9 問合せ及び各書類等の提出先」のとおり

オ 実施日時

令和7年2月3日(月)【荒天等による予備日:令和7年2月4日(火)】

※アの期間内にイの提出があった場合のみ実施します。

カ 参加者数

現地見学の参加者数は、各応募者又は連合体につき5名(車両:普通車1台)までとします。

キ その他

現地見学においては、事業及び募集内容等に係る質問は受け付けません。質問等については、「(2)募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表」に示す期間及び方法で質問書を提出してください。

現地見学当日の集合時間・場所等の詳細については、イの現地見学申込書に記載された担当者連絡先にメールにて通知します。

(4) プロポーザル参加申込の受付

応募者は、「4 参加資格要件」に掲げる参加資格を全て満たしていることを確認した上で、アの受付期間内に、イの提出書類等を、ウにより提出し、参加資格の確認を受けてください。

なお、提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格者、最優秀提案者あるいは事業候補者の取り消しを行う場合があるので、十分に注意してください。

ア 受付期間

令和7年1月15日(水)～令和7年5月15日(木) 16時

イ 提出書類等

様式集に基づき、以下の申請書類等を提出してください。

(ア) プロポーザル参加申込書(様式 3-1)

(イ) プロポーザル参加申込附属書類(様式 3-2)

※添付資料:会社概要書(パンフレット等)

(ウ) 担当者届(様式 3-3)

※本募集に関する質疑等の窓口として担当者を選任してください。

(エ) 連合体の構成(様式 3-4)※連合体による参加の場合

(オ) 同種(類似)実績確認調書(様式 3-5-1、様式 3-5-2)

※添付資料:実績を有していることを証明する書類

(カ) 守秘義務の遵守に関する誓約書(様式 3-6-1)※貸与資料の提供を希望する場合

(キ) 貸与資料申込書(様式 3-6-2)※貸与資料の提供を希望する場合

ウ 提出方法

応募者は、イの書類等を電子メールにファイル(ファイル形式は、PDF としてください。)を添付し提出してください。件名に「野村ダム新水力発電所設置・運営事業 参加の申込」と記載した上で送信してください。

申込書を提出した後は、受付期間内の平日 9 時から 17 時(受付最終日は 16 時まで)の間で、電話にて到着の確認を行ってください。

エ 提出先

「9 問合せ及び各書類等の提出先」のとおり

オ 確認結果の通知

参加申込の確認結果は、令和7年5月29日(木)17時までに電子メールで送付します。

(5)資料の貸与

(4)オにより参加資格者として認められた者のうち、プロポーザル参加申込において様式 3-6-1、3-6-2 を提出した者には、肱川ダム統合管理事務所から以下に示す貸与資料の提供を行います。

ア ダム概要

- (ア)ダムの概要
- (イ) 堤体関連図面
- (ウ) 野村ダム改良事業の概要(関連工事)
- (エ)環境基図情報(ダム直下)
- (オ)河川区域図・用地図

イ 流況

- (ア)2014-2023 年 流入量流況
- (イ)2014-2023 年 全放流量流況
- (ウ)2014-2023 年 放水管ゲート放流量流況
- (エ)2014-2023 年 貯水位位況
- (オ)2014-2023 年 貯水位、流量資料
- (カ)2014-2023 年 時間データ
- (キ)2014-2023 年 時間データ(時系列図)

ウ 発電設備の整備・運転条件等

- (ア)野村ダム操作規則
- (イ)野村ダム操作細則
- (ウ)野村ダムただし書き操作要領
- (エ)野村ダム事前放流実施要領
- (オ)野村ダム特別防災操作実施要領
- (カ)肱川水系治水協定
- (キ)既設管理用発電所図面
- (ク)既設管理用発電所発電実績

エ 地域振興に活用可能な土地等の情報

- (ア)野村ダム周辺平面図

オ ダム管理費等に関する負担

- (ア)野村ダム維持管理費実績

(6)企画提案書等、書類の受付

参加資格者は、本募集要項や条件書、図面等を確認した上で、「6 評価に係る事項」に掲げる

評価基準を踏まえて、「ア」の受付期間内に、「イ」の提出書類等を、「ウ」により提出してください。

ア 受付期間

令和7年5月29日(木)～令和7年8月27日(水) 16時

イ 提出書類等

様式集に基づき、以下の書類を提出してください。なお、肱川ダム統合管理事務所が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(ア) 企画提案書等提出届(様式 4-1)

(イ) 事業遂行能力<事業実施方針・体制>(様式 4-2)

(ウ) 事業遂行能力<運営の実績>(様式 4-3)

※添付資料:実績を有していることを証明する書類

(エ) 事業計画<収支計画①>(様式 4-4-1)

(オ) 事業計画<収支計画②>(様式 4-4-2)

※資金調達計画、初期投資計画、長期収支計画それぞれを提出

(カ) 事業計画<事業スケジュール①>(様式 4-5-1)

(キ) 事業計画<事業スケジュール②>(様式 4-5-2)

(ク) 事業計画<事業スケジュール③>(様式 4-5-3)

(ケ) 事業計画<発電設備①>(様式 4-6-1)

※添付資料:発電所の計画平面図、施設断面図等

(コ) 事業計画<発電設備②>(様式 4-6-2)

(サ) 事業計画<施工方法>(様式 4-7)

※添付資料:施工方法に関する提案の補足資料

(シ) 事業計画<維持管理運営方法>(様式 4-8)

※添付資料:維持管理運営方法に関する提案の補足資料

(ス) 地域振興等<地域経済への寄与>(様式 4-9)

(セ) 地域振興等<地域振興>(様式 4-10)

(ソ) 地域振興等<再生可能エネルギー活用の啓発活動>(様式 4-11)

(タ) 地域振興等<災害等の非常時への貢献>(様式 4-12)

ウ 提出方法

参加資格者は、イの書類等を電子メールにファイル(ファイル形式は、様式集の記載に従ってください。)を添付し提出してください。件名に「野村ダム新水力発電所設置・運営事業 企画提案書等の提出」と記載した上で送信してください。

企画提案書等を提出した後は、受付期間内の平日 9 時から 17 時(受付最終日は 16 時まで)の間で、電話にて到着の確認を行ってください。

なお、提出ファイルが 10MB を超える場合は、エの提出先に電話にて対応の確認を行ってください。

エ 提出先

「9 問合せ及び各書類等の提出先」のとおり

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とします。

(ア) 他の参加資格者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(イ) 事業候補者選定終了までの間に、他の参加資格者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(ウ) (4)イ及び(6)イに示す提出書類等に虚偽の記載を行うこと。

(エ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて発電事業者(事業候補者)が負うものとします。

ウ 複数提案の禁止

参加資格者は、複数の提案書の提出はできません。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の肱川ダム統合管理事務所からの要請によらない提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

キ その他

(ア) 参加資格者であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

(イ) 提案者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び条件書の記載内容に同意したものとします。

(ウ) 提出された企画提案書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく情報公開請求の対象となります。

(エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、提案者は、令和7年9月9日17時までに、辞退届(様式自由)を、「9 問合せ及び各書類等の提出先」に電子メールの添付ファイルにより提出してください。また、辞退届を提出した後は、平日9時から17時の間に、電話にて到着の確認を行ってください。

(オ)いずれの時点においても、辞退に対する罰則等は発生しません。

6 評価に係る事項

(1)評価方法

最優秀提案者の選定に当たっては、「6(3)」の評価基準に基づき、提出書類等により評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

(2)ヒアリングについて

ア 開催日時

令和7年9月10日(水)～令和7年9月11日(木)のいずれかの日【予定】

イ 開催場所

肱川ダム統合管理事務所内会議室(予定)

ウ その他

(ア)開催日時及び開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。

(イ)参加人数は、5名までとします。

(ウ)ヒアリング当日、新たに説明資料を追加することはできません。

(エ)パソコン、プロジェクター等の機材は用意します。仕様については別途通知します。

(オ)参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

(カ)正当な理由がなく指定時間に遅れた場合は、ヒアリングへの参加を認めることはできません。

エ 評価結果については、それぞれの提案者に対し書面により通知するとともに、その概要を肱川ダム統合管理事務所ウェブサイトで公表します。

(3)評価基準

企画提案の評価基準は次頁のとおりです。

評価項目		評価基準	配点
事業遂行能力	事業実施方針・体制	・事業目的を踏まえた実施方針 ・災害時も含めた安定的かつ円滑な事業推進体制	10
	運営の実績	・水力発電設備運営(同種・類似)の実績 ・運営実績の発電規模(肱川ダム統合管理事務所想定の743kW 以上の場合には優位に評価する。)	10
	小計		20
事業計画	収支計画	・収支計画の妥当性・具体性・実現性	10
	事業スケジュール	・関係法令等の協議・申請、設計・建設の期間、運用開始時期、事業期間などのスケジュールの妥当性・具体性・実現性	10
	発電設備	・ダム本体及び管理設備に支障が無い設備計画 ・発電設備の規模 ・ダム管理者の発電状況把握の容易性	10
	施工方法	・ダム本体及び管理設備に支障が無い施工方法 ・安全対策、品質確保のための工夫 ・周辺住民、自然環境への配慮	5
	維持管理運営方法	・平常時及び緊急時における維持管理体制、運営時のダム管理者との調整・連携方策 ・発電設備の長期保全・更新計画 ・周辺等の環境への配慮	5
	小計		40
地域振興	地域経済への寄与	・地域の資金・企業・人材・資材の具体的な活用 ・地域企業等・人材育成への貢献及び地域にノウハウを継承する方策等	10
	地域振興	・地域づくり計画書等の地域振興計画と連携した野村地域等の地域振興に貢献する提案 ・地域のニーズを的確に反映した提案	20
	再生可能エネルギー活用の啓発活動	・再生可能エネルギー活用促進等の事業に関する広報及び地域教育等に貢献する提案	5
	災害等の非常時への貢献	・災害等非常時に、発電設備を活かした地域やダムに貢献する提案	5
	小計		40
合計			100

(4) 詳細な応募資格確認書類の受付

最優秀提案者は、「ア」の受付期間内に、「イ」の提出書類等を、「ウ」により提出し、詳細な参加資格の確認を受けることとします。

なお、最優秀提案者の応募資格が認められない場合は、次の評価高得点者を最優秀提案者として、詳細な応募資格確認を行います。以下、最優秀提案者の応募資格が認められるまで順次同様に確認します。

提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格者あるいは事業候補者の取り消しを行う場合があるので、十分に注意してください。

ア 受付期間

「6(2)エ」に記載の評価結果通知日又は最優秀提案者として通知された日から、土日祝日を含まず5日以内

イ 提出書類等

以下の申請書類等を各1部提出すること。

(ア)法令上必要なダム水路主任技術者が選任できることを証明する書類(様式は任意)

(イ)法令上必要な電気主任技術者が選任できることを証明する書類(様式は任意)

ウ 提出方法

最優秀提案者は、イの書類等を電子メールにファイル(ファイル形式はPDFとしてください。)を添付し提出してください。件名に「野村ダム新水力発電所設置・運営事業 応募資格確認書類の提出」と記載した上で送信してください。

応募資格確認書類を提出した後は、受付期間内の平日 9 時から 17 時の間で、電話にて到着の確認を行ってください。

なお、提出ファイルが 10MB を超える場合は、エの提出先に電話にて対応の確認を行ってください。

エ 提出先

「9 問合せ及び各書類等の提出先」のとおり

7 基本協定の締結

(1) 協議の実施

肱川ダム統合管理事務所は、「6 評価に係る事項」に掲げる評価により決定した最優秀提案者を事業候補者とし、本ダムにおいて本発電所を設置運営する上での費用の負担割合や施設の管理等について協議を行います。また、基本協定に定める条件書を決定したうえで、両者が合意に至った場合は、四国地方整備局と事業候補者との間で、事業実施等に係る基本協定を締結します。基本協定に定める条件書は、「2(4)」に定める条件書に事業候補者からの提案内容を追加したものを基本とします。

(2)基本協定の内容

基本協定書には、費用の負担割合や精算方法、本発電所の完成期限、施設の管理方法、企画提案書の提案事項の遵守、条件書に記載する内容の遵守等について定めます。

(3)新会社の設立

事業候補者が発電事業者として新たに新会社を設立することを希望し、肱川ダム統合管理事務所がそれによっても本事業の業務遂行に特段の懸念がないと判断する場合には、四国地方整備局は新会社と基本協定を締結します。

8 留意事項

(1)言語、通貨、単位について

企画提案及び基本協定、契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(2)個人情報保護

発電事業者(事業候補者)が、本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3)守秘義務

発電事業者(事業候補者)は、本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

(4)その他

本募集要項に基づき提出された書類等は返却いたしません。

9 問合せ及び各書類等の提出先

〒797-1212 愛媛県西予市野村町野村8-153-1

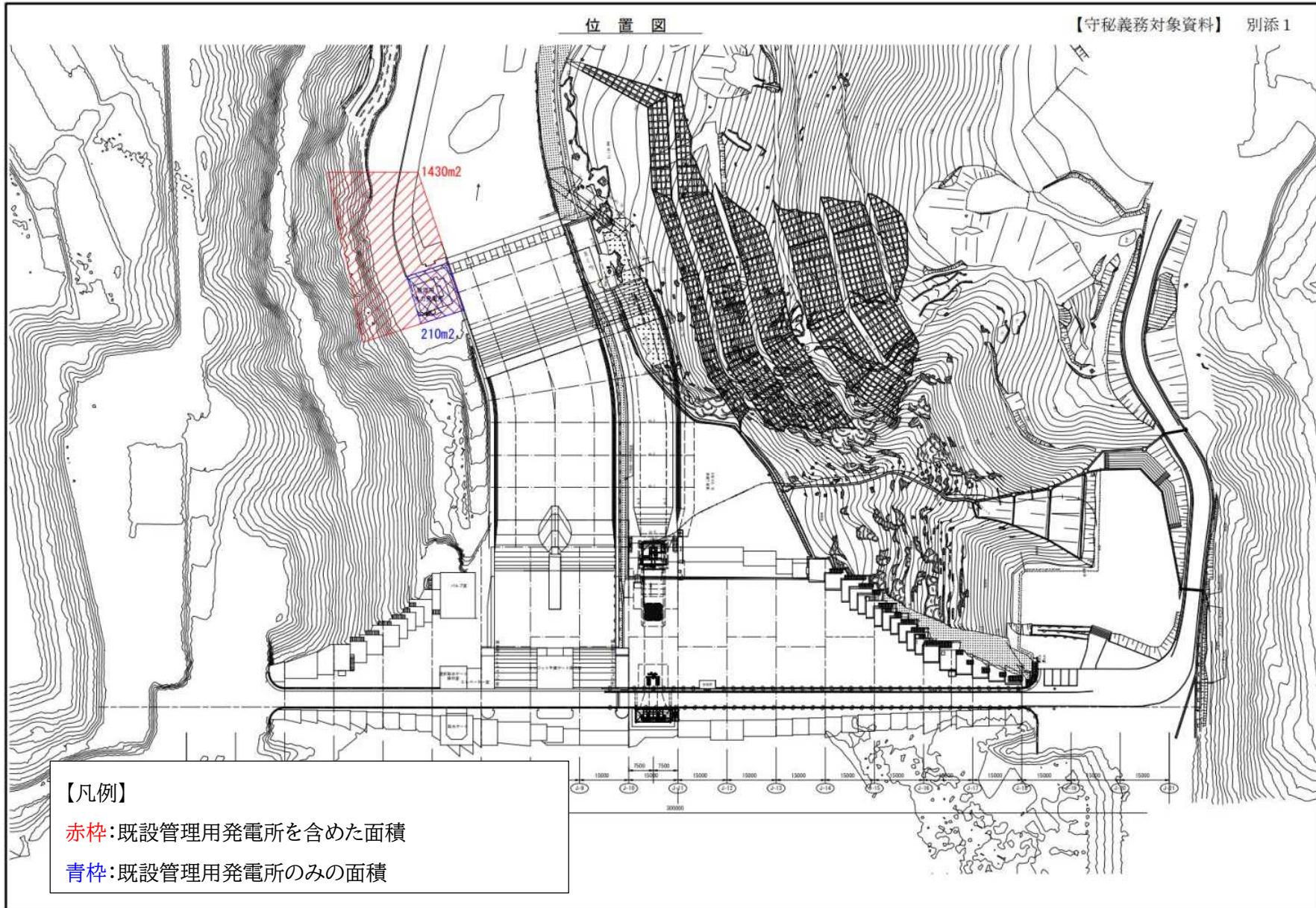
肱川ダム統合管理事務所 管理課

TEL :0894-72-1211 E-mail:skr-e7850@mlit.go.jp

<公募後の流れ>

	項 目	提 出 書 類
令和 7 年1月15日(水)	公募	
1月27日(月)	現地見学の申し込み期限	現地見学申込書(様式 1)
2月3日(月) ※予備日:2月 4 日(火)	現地見学の実施	
5月15日(木)	参加申込の期限	様式 3、会社概要
5月29日(木)	参加申込確認結果の通知	
7月28日(月)	質問書の提出期限	様式 2
8月27日(水)	提案書の提出期限	様式 4 及び必要添付資料
9月(予定)	提案者へのヒアリングの実施	
令和 7 年11月(予定)	審査委員会 最優秀提案者の決定	
「NO」の場合は 次候補者に通知 結果通知から 土日祝日を含ま ず5日以内	結果通知	
	詳細な応募資格確認書類の受 付	法令上必要なダム水路主任技術者が選任できることを 証明する書類 法令上必要な電気主任技術者が選任できることを証明 する書類
	特定多目的ダム法、河川法、電 気事業法等の関係法令協議 電気事業者との系統連系協議 ダム使用権設定に係る協議 基本協定締結の協議	
	基本協定締結 特定多目的ダム法上の手続き 河川法上の手続き 電気事業者との系統連系契約	

別添1 位置図



別添2 河川区域図・用地図(1)



別添2 河川区域図・用地図(2)

